

# 施設等利用給付認定に必要な手続きのご案内



幼稚園（新制度幼稚園を除く）の保育料、幼稚園や認定こども園の預かり保育の保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化（この無償化のことを「施設等利用給付」といいます。）を受けるためには、事前に認定を受ける必要があります。

内容をご確認の上、認定に必要な手続きを施設利用開始前に必ず行ってください。

## ■対象者、提出書類及び提出先

- ・複数の施設を利用する場合でも、申請書は子ども1人につき1部をご提出ください。
- ・対象者①～③に該当しないかたは、申請の必要はありません。

対象者（申請が必要なかた）		提出書類	提出先
①幼稚園（新制度幼稚園※ <sup>1</sup> を除く。） 特別支援学校（幼稚部） を利用する（予定の）かた	全員※ <sup>3</sup> （満3歳児を含む。）	◆全員 ① 施設等利用給付認定申請書	在籍（予定の） 幼稚園 特別支援学校
		◆共働き等で預かり保育等利用者のみ ② 父母の保育の必要性を証明する書類（3ページ参照）	
		◆満3歳児クラスの対象者のみ ③ 新3号認定※申請時の必要書類（4ページ参照） ※市町村民税非課税世帯のみ対象。	
②新制度幼稚園 認定こども園（教育部分） を利用する（予定の）かた	共働き等で「保育を必要とする」かたのみ（3ページ参照）	◆全員 ① 施設等利用給付認定申請書 ② 父母の保育の必要性を証明する書類（3ページ参照）	主に在籍する（予定の）施設  ③のみ利用するかたは保育課へ
③認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く※ <sup>2</sup> ） 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動事業 を利用する（予定の）かた	※認可保育所等に在籍するかたは対象外。 ※0歳～2歳児（満3歳児を含む。）クラスは市町村民税非課税世帯のみ。	◆0歳～2歳児クラスの対象者のみ ③ 新3号認定※申請時の必要書類（4ページ参照） ※市町村民税非課税世帯のみ対象	

※1 蓮田市内には、新制度幼稚園はありません。

※2 企業主導型保育施設における無償化の手続きについては、施設にご確認ください。

※3 幼稚園、認定こども園（教育部分）、特別支援学校（幼稚部）を利用する（予定の）かたは、満3歳の誕生日を迎える前日から認定の対象となります。

## ■提出期限等について

- ・提出先から指定された期限までにご提出ください。
- ・新年度の認定申請は、11月1日から受付を開始します。
- ・遡って認定することはできませんので、事前にご提出ください。

## 【問合せ】

蓮田市教育委員会生涯学習部保育課 電話048-768-3111（内線163）  
〒349-0193 蓮田市大字黒浜2799番地1

## ■施設等利用給付の概要

### (1) 施設等利用給付の主な対象施設・内容・対象者

無償化の対象施設・サービス※ <sup>1</sup>		無償化の内容		無償化の対象者
1	幼稚園（新制度幼稚園を除く。） 特別支援学校（幼稚部）	月額 2.57 万円※ <sup>2</sup> を上限に 施設等利用費を支給		施設等利用給付認定 を受けた保護者
	幼稚園や認定こども園等の 預かり保育事業	保育を必要 とする方の み （3 ページ 参照）	利用日数×450 円を上限に 施設等利用費を支給 （月額 1.13※ <sup>3</sup> 万円上限）	
2	認可外保育施設 （企業主導型保育施設を除く。）		月額 3.7 万円※ <sup>4・5</sup> を上限に 施設等利用費を支給	
3	一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業			

※1 所在市町村の確認を受けた施設・サービスに限ります。

※2 国立大学付属幼稚園は月額 0.87 万円

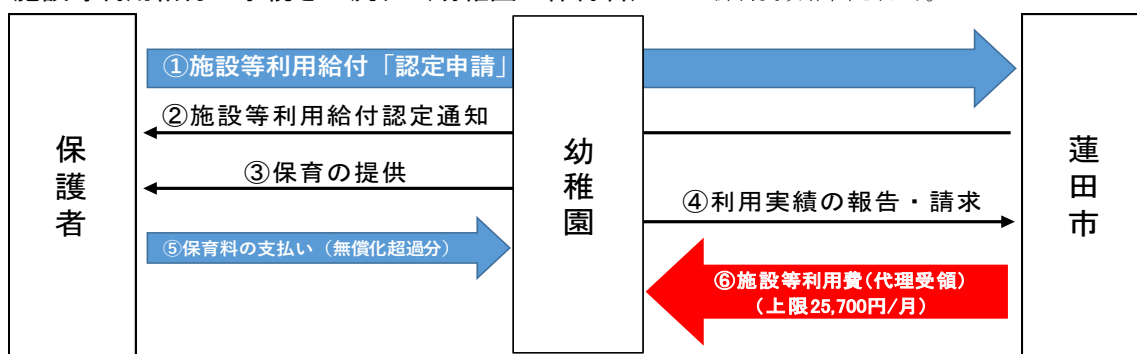
※3 新3号認定者（満3歳児クラスで住民税非課税世帯のみ）は月額 1.63 万円

※4 新3号認定者（0歳～2歳児クラスで住民税非課税世帯のみ）は月額 4.2 万円

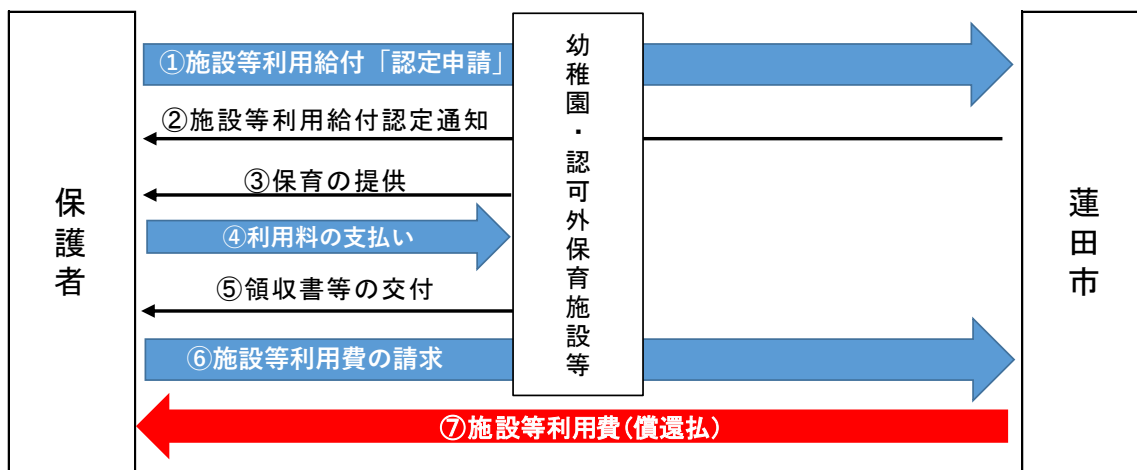
※5 保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育事業の利用者には支給できません。

また、預かり保育の実施時間が少ない幼稚園（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）を利用する場合、預かり保育のほか認可外保育施設等の利用も無償化の対象となります。（月額1.13万円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）

### (2) 施設等利用給付の手続きの流れ（幼稚園の保育料） ※新制度幼稚園を除く。



### (3) 施設等利用給付の手続きの流れ（幼稚園等の預かり保育、認可外保育施設など）



※上記フローは例であり、利用する施設やサービスにより異なる場合があります。

### ■施設等利用給付認定の認定区分

保育を必要とする理由	認定希望日時点での年齢	市町村民税課税状況		認定区分
該当しない	満3歳に達している。		⇒	新1号認定
	満3歳に達していない。			認定なし
該当する	3歳～5歳児クラスに在籍している。	非課税世帯	⇒	新2号認定
	満3歳に達してから最初の3月31日を経過していない。 (2歳児クラスだが、年齢は3歳に達している。)			新3号認定
	満3歳に達していない。	課税世帯		新1号認定
		非課税世帯		新3号認定
	課税世帯	認定なし		

※新制度幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業の利用者には、新1号認定を認定することができません。

### ■保育を必要とする理由（父母それぞれがいずれかに該当する必要があります。）

保護者の状況			保育の必要性を証明する書類 ※証明書・診断書は発行日から3か月以内のものが有効です。
就労	企業等に就労	保護者が月64時間以上労働していること。	就労証明書（所定用紙）
	自営業中心者		就労証明書（所定用紙）及び受注表・請負契約書・営業許可証・開業届・最新分の所得税確定申告書（いずれかのコピー）
	自営業協力者		就労証明書（所定用紙）及び最新分の所得税確定申告書の写し・源泉徴収票・給与明細書（いずれかのコピー）
求職活動	保護者が求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。 ※認定期間は利用開始日から3か月間。	就労確約書（所定用紙）	
妊娠・出産	保護者が妊娠中または出産後間もないこと。 ※認定期間は出産日から起算して8週間前の日が属する月の初日から、出産予定日から起算して8週間経過する日が属する月の末日まで。	新生児の母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が確認できるページ)	
疾病	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	医師の診断書（「保育ができない」こと、疾病名、期間が記載されたもの）	
障がい		身体障害者手帳等の写し（氏名・等級記載部分）	
介護・看護	保護者が同居親族等（長期入院等している親族を含む。）を、月64時間以上、常時介護・看護していること。	介護・看護状況申立書（所定用紙）	
就学	保護者が学校または職業訓練校に、月64時間以上在学していること。	就学状況証明書（所定用紙）	
不存在	離婚、未婚、死亡により不存在	児童扶養手当証書の写し・ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し・戸籍全部事項証明書（原本）のいずれか一つ	
	離婚調停（裁判）中で不存在	離婚調停（裁判）を証する書類	

※就労証明書等の所定用紙は、市内の利用施設から受け取るか、市ホームページからダウンロードしてください。

■新3号認定申請時の必要書類（該当する場合のみ提出）

保護者の状況	提出が必要な書類
認定希望日が4月1日から8月31日までで、 <u>前々年</u> 1月1日時点で蓮田市以外の市町村にお住まいのかた※	認定希望日が属する年度の <u>前年度分</u> 市町村民税非課税証明書（父母両名が該当する場合は、父母分）
認定希望日が9月1日から3月31日までで、 <u>前年</u> 1月1日時点で蓮田市以外の市町村にお住まいのかた	認定希望日が属する年度の市町村民税非課税証明書（父母両名が該当する場合は、父母分）
生活保護を受給しているかた	生活保護受給証明書
里親のかた	里親委託（措置）決定通知書の写し

※0歳～2歳児クラスで保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯等に該当する場合に新3号認定を受けることができます。新3号認定には、4月～8月は前年度分の、9月～翌3月は当該年度分の市町村民税額を適用します。

■よくある質問

質問	回答
新制度幼稚園以外の幼稚園に通う予定で、母が専業主婦のため新1号認定を希望しますが、提出が必要な書類を教えてください。	施設等利用給付認定申請書を利用（予定）施設にご提出ください。なお、新1号認定申請の際は申請書表面のみご記入ください。
新制度幼稚園（認定こども園（教育部分））を利用する予定ですが、施設等利用給付認定の申請を提出する必要はありますか。	預かり保育を利用し、新2号認定または新3号認定の要件に該当するかたのみ手続きが必要です。
添付書類の取得に時間がかかるものがあるため、そろっている書類のみ先に提出してもよろしいですか。	申請書類は、一式そろってからご提出ください。
新1号認定を申請し、結果はまだ来ていませんが、母が働き始めたため新2号認定を希望します。どのように対応すればよいでしょうか。	施設等利用給付認定（申請内容）変更届と父母の保育の必要性を証明する書類を、利用（予定）施設にご提出ください。
幼稚園の2歳児クラスの教育課程を利用する予定で、年度途中で満3歳を迎えますが、いつから認定を受けることができますか。	3歳の誕生日の前日から受けることができます。施設等利用給付認定申請書の認定希望日には、3歳の誕生日の前日か施設利用開始日のいずれか遅い日を記入してください。
満3歳クラスを利用する予定で、父母ともに就労していますが、市町村民税は支払っています。就労証明書等の添付は必要ですか。	市町村民税非課税世帯でなければ、新3号認定をすることはできません。新1号認定の申請となりますので、就労証明書等の添付は必要ありません。
現在は、蓮田市民ですが、認定希望日までに他市町村に転出する予定です。どのように手続きすればよいですか。	転出予定の市町村に対し手続きする必要がありますので、転出予定の市町村にお問い合わせください。
幼稚園の教育時間利用後に職場の託児所を利用して保育することを検討しています。託児所の利用料は、施設等利用給付の対象となりますか。	預かり保育を実施していない園又は預かり保育の日数等が国の基準より少ない園については、対象となります。該当の有無は、各園にお問い合わせください。